



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1099	大規模小売店舗立地法による有田市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	1
1100	大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要	( " ).....	2
1101	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	2
1102	"	( " ).....	3
1103	"	( " ).....	3
1104	"	( " ).....	4
1105	"	( " ).....	4
1106	"	( " ).....	4
1107	"	( " ).....	5
1108	"	( " ).....	5
1109	"	( " ).....	5
1110	"	( " ).....	6
1111	"	( " ).....	6
1112	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
1113	道路の供用開始	( " ).....	7
1114	"	( " ).....	7

### ○ 選挙管理委員会告示

*72	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	.....	7
-----	--	-------	---

### ○ 収用委員会告示

10	土地収用法による裁決手続開始の決定	.....	8
----	-------------------	-------	---

### ○ 諸報

	和歌山県収用委員会公示送達	(収用委員会).....	11
	"	( " ).....	11
	"	( " ).....	11

## 告 示

### 和歌山県告示第1099号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により有田市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ドラッグコスモス有田宮崎店  
和歌山県有田市宮崎町字箕川85番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示

令和3年和歌山県告示第631号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）

有田市経済建設部産業振興課（有田市箕島50番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年11月9日から同年12月9日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

和歌山県告示第1100号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ新宮店

和歌山県新宮市橋本一丁目3833番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和3年和歌山県告示第632号

3 意見の概要

(1) 騒音・振動の防止対策及び周辺環境への適正な配慮をすること。

(2) 排出される廃棄物等に係る保管、運搬処理に関し、周辺地域の生活環境の保持の観点から適正な配慮をすること。

(3) 廃棄物等の処理等について、廃棄物等に関する法令、市条例及び関連施策の趣旨、内容を十分考慮して適切に対応すること。

(4) 一般廃棄物の運搬業者の決定に当たっては、関係法令等に配慮しつつ、適切な処理が確保されるように適切な業者の選定を行うこと。

(5) 事業開始後、当該店舗への来客の自動車等により、周辺市道の交通量がこれまでと比して、大幅に増加し、混雑が予想されるため、駐車場の出入り口等来客の誘導及び交通安全上必要である箇所について、適切な措置を講じること。

(6) 地元での雇用体系について協議、確認すること。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）

新宮市企画政策部商工観光課（新宮市春日1番1号）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年11月9日から同年12月9日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

和歌山県告示第1101号

和歌山県有田郡有田川町大字糸川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成29年4月3日から令和3年3月9日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字糸川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字糸川の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年10月26日

**和歌山県告示第1102号**

和歌山県有田郡有田川町大字二澤・北野川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成30年12月5日から令和3年3月19日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字二澤・北野川の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字二澤・北野川の各一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年10月26日

**和歌山県告示第1103号**

和歌山県有田郡有田川町大字立石・伏羊の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成30年4月2日から令和3年3月9日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字立石・伏羊の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字立石・伏羊の各一部地区

5 認証年月日  
令和3年10月26日

**和歌山県告示第1104号**

和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和3年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成30年4月18日から令和3年3月16日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年10月26日

**和歌山県告示第1105号**

和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和3年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成30年4月18日から令和3年3月11日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年10月26日

**和歌山県告示第1106号**

和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和3年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成31年4月1日から令和3年3月16日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年10月26日

**和歌山県告示第1107号**

和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。  
令和3年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成31年4月1日から令和3年3月11日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年10月26日

**和歌山県告示第1108号**

和歌山県日高郡印南町大字羽六の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。  
令和3年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成31年4月26日から令和3年3月16日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字羽六の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字羽六の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年10月26日

**和歌山県告示第1109号**

和歌山県日高郡印南町大字宮ノ前の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。  
令和3年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成31年4月26日から令和3年3月15日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字宮ノ前の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字宮ノ前の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年10月26日

**和歌山県告示第1110号**

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成31年4月2日から令和3年3月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年10月26日

**和歌山県告示第1111号**

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成30年4月2日から令和3年3月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年10月26日

**和歌山県告示第1112号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町鶴川字峠谷384番1地先から同町鶴川字峠谷383番3地先まで	旧	7.14 ） 40.29	246.95	
同上	新	9.77 ） 41.50	246.95	

**和歌山県告示第1113号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町鶴川字峠谷384番1地先から同町鶴川字峠谷383番3地先まで

供用開始の期日 令和3年11月9日

**和歌山県告示第1114号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 かつらぎ桃山線

供用開始の区間 紀の川市下鞆渕字大西489番1地先から同市下鞆渕字露谷639番1地先まで

供用開始の期日 令和3年11月9日

**選挙管理委員会告示**

**和歌山県選挙管理委員会告示第72号**

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のよ

うに改正する。

令和3年11月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第5項の表中

医療法人社団美咲会介護老人 保健施設 オレンジの郷	有田郡有田川町大字吉原522番地	を
医療法人健康長寿会 オレンジの郷	有田郡有田川町大字吉原522番地	に改める。

### 収用委員会告示

#### 和歌山県収用委員会告示第10号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、令和3年10月28日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

令和3年11月9日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道42号改築工事(すさみ串本道路)並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
(次表のとおり)



所在地		地目		地積 (㎡)		収用しよ うとする 土地の面 積 (㎡)	使用しよ うとする 土地の面 積 (㎡)	土地所有者		土地に関して権利 を有する関係人		
		登記簿	現況	登記簿	実測			氏名	住所	氏名	住所	権利の 種類
和歌山県 東牟婁郡 串本町江 田字鍋屋 平見	648番	山林	山林	271	271.08	269.83	0.83	登記名義人 (亡)比井武 (持分180分の26) 上記法定相続人 渡辺雪代 (持分180分の13)	和歌山県東牟婁郡串本町江田 550 番地 大阪府寝屋川市昭栄町2番14号	岡織右エ門	住所不明 ただし、土 地登記記録 上の住所 和歌山県西 牟婁郡田並 村大字田並 1011番地	抵当権
	665番	山林	山林	575	575.02	28.85	4.78	登記名義人 (亡)山田實子 (持分180分の8) 上記法定相続人 徳保彰 (持分180分の1) 後藤久美子 (持分180分の1) 山田幸一 (持分180分の3) 山田実 (持分180分の3)	埼玉県上尾市大字小敷谷845番地1 西上尾第一団地2-6-206 大阪府寝屋川市上神田1丁目41番 20号 千葉県成田市橋賀台3丁目5番地 (3棟505号) 住所不明 ただし、外務省領事局海外邦人安 全課回答の住所 Callie 506 e/Ruta 36y 196, (1903)			



## 諸 報

## 和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和3年11月30日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

令和3年11月9日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

## 1 事件名

一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事に係る土地収用事件

## 2 送達すべき書類の名称

令和3年10月29日付け和収第05110001号「裁決書正本の送達について（通知）」

## 3 送達を受けるべき者

有限責任江住信用組合

住所及び代表者氏名不明

（ただし、土地登記記録上の表示 和歌山県西牟婁郡江住村大字江住1441番地、1442番地）

## 和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和3年11月30日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

令和3年11月9日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

## 1 事件名

一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事に係る土地収用事件

## 2 送達すべき書類の名称

令和3年10月29日付け和収第05110002号「裁決書正本の送達について（通知）」

## 3 送達を受けるべき者

（亡）平中仁藏 法定相続人 峯岸典子

住所不明

## 和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和3年11月30日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

令和3年11月9日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

## 1 事件名

一般国道42号改築工事(すさみ串本道路)並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

令和3年10月29日付け和収第05110003号「裁決書正本の送達について(通知)」

3 送達を受けるべき者

四宮トミ 住所不明

(ただし、土地登記記録上の表示 ブラジル国サンパウロ州バクリティカフェランジア市(私書箱189カフェランジア))